○国土交通省令第二十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し及び同条第一項中「建設システム管理企画室」の下に「、建設技術調整室」を加え、「、建設技術調整官」を削り、同条中第十二項を第十三項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第七項を削り、第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　建設技術調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　直轄事業に係る技術基準（二以上の部局に共通するものに限る。）に係る企画及び立案、調整並びに指導に関すること（総合政策局並びに建設システム管理企画室、環境安全・地理空間情報技術調整官、工事監視官及び情報通信技術調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　調査、工事の設計及び工事の適正な実施の確保に関する建設技術に関する指導及び普及に関すること（他局並びに官庁営繕部及び環境安全・地理空間情報技術調整官の所掌に属するものを除く。）。

5　建設技術調整室に、室長を置く。

第十一条の二の見出し中「及び安全防災対策官」を「、安全防災対策官及び交通緊急災害対策派遣官」に改め、同条第一項中「一人」の下に「並びに交通緊急災害対策派遣官五十五人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内」を加え、同条に次の一項を加える。

10　交通緊急災害対策派遣官は、命を受けて、運輸安全監理官のつかさどる職務のうち、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている地域における緊急災害対策派遣隊の指揮監督に関する事務を助ける。

第二十五条の見出し中「国際戦略室」の下に「及び二国間協力室」を加え、「、国際協力企画官」を削り、「国際協力官及び総括国際協力官」を「多国間協力政策調整官及び国際協力官」に改め、同条第一項中「国際戦略室」の下に「及び二国間協力室」を加え、「、国際市場整備推進官及び国際協力企画官」を「及び国際市場整備推進官」に改め、「一人、国際協力官二人並びに総括国際協力官一人」を「及び多国間協力政策調整官それぞれ一人並びに国際協力官二人」に改め、同条第二項第一号中「、海外プロジェクト推進課及び」を「及び海外プロジェクト推進課並びに」に改め、同条第十項を削り、同条第九項第一号中「及び国際協力企画官」を「並びに二国間協力室及び多国間協力政策調整官」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　多国間協力政策調整官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で国際協力に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官並びに海外プロジェクト推進課及び二国間協力室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第二十五条第七項第二号中「こと（」の下に「二国間協力室並びに」を加え、「国際協力企画官」を「多国間協力政策調整官」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を削り、第五項を第七項とし、同条第四項第二号中「国際統括官」を「国際統括官並びに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　二国間協力室は、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で二国間に関するものについての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官並びに国際物流課及び海外プロジェクト推進課並びに国際建設産業企画官及び国際市場整備推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　二国間協力室に、室長を置く。

第四十二条の四を第四十二条の五とし、第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に次の一条を加える。

（国際連携調整官）

第四十二条の三　国際課に、国際連携調整官一人を置く。

2　国際連携調整官は、命を受けて、土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務で国際協力に係るもの及び海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第六十二条の見出し及び同条第一項中「防災調整官」を「防災企画官」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　防災企画官は、命を受けて、防災課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

第六十二条第七項中「係る公共土木施設」の下に「（港湾、港湾に係る海岸及び公園を除く。）」を加える。

第六十二条の四の見出し及び同条第一項中「下水道管理指導室」を「管理企画指導室」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　管理企画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下水道企画課の所掌事務に係る官民の連携に関すること。

二　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の施行に関する事務（下水道事業課及び流域管理官の所掌に属するもの並びに同法に規定する発生汚泥等の処理に関することを除く。）で下水道の維持その他の管理の調査、指導及び監督に関すること。

第六十二条の四第三項中「下水道管理指導室」を「管理企画指導室」に改める。

第六十二条の五の見出しを「（事業マネジメント推進室）」に改め、同条第一項中「町村下水道対策官一人」を「事業マネジメント推進室」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　事業マネジメント推進室は、下水道の維持、修繕、改築及び災害の発生時における応急措置の一体的な実施の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第六十二条の五に次の一項を加える。

3　事業マネジメント推進室に、室長を置く。

第六十八条の見出し並びに同条第一項及び第六項中「道路事業分析評価室」を「評価室」に改め、同項中「効果」の下に「（生活環境の改善、生産性の向上その他の中長期的な事業の効果を含む。）」を加え、同条第七項中「道路事業分析評価室」を「評価室」に改める。

第七十一条の見出し及び同条第一項中「並びに」の下に「道路空間活用推進官、」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　道路空間活用推進官は、命を受けて、環境安全課の所掌事務のうち、歩行者、自転車等の安全かつ円滑な通行の確保、良好な景観の形成その他の道路空間の有効な活用の推進に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務をつかさどる。

第七十二条の見出しを「（有料道路調整室並びに高速道路事業調整官及び有料道路利用調整官）」に改め、同条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「高速道路事業調整官」の下に「及び有料道路利用調整官それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

5　有料道路利用調整官は、命を受けて、有料道路に関する事業に関する事務のうち、利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

第七十八条の見出し中「並びに」の下に「建築物認定調整官及び」を加え、同条第一項中「並びに」の下に「建築物認定調整官及び」を、「監督調整官」の下に「それぞれ」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10　建築物認定調整官は、命を受けて、建築基準法に規定する構造方法等の認定及び特殊構造方法等認定に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務で特定事項に関するものをつかさどる。